平成20年５月15日

各　　位

会 社 名　　株 式 会 社　誠 建 設 工 業
代表者名　　代 表 取 締 役　小島　一誠
（コード番号　８９９５　　大証第二部）
問合せ先　　経営企画室長　　平岩　和人
電話番号　　（　072 - 234 - 8410　）

「内部統制システムの基本方針」の一部改訂に関するお知らせ

当社は、平成20年５月15日開催の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」の一部改訂を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。（変更箇所は下線で示しております。

記

1. 職務執行の基本方針

当社は、次の経営理念を経営の基本方針とし、この経営理念に基づき業務運営の行動指針を定め、すべての役員（取締役、監査役）及び従業員（社員、嘱託社員その他当社の業務に従事するすべてのものを言います。）が、職務を執行するにあたっての指針としております。

【経営理念】

① 快適な居住空間の提供を通じて、広く社会に貢献する。
② 建築の専門家集団として「より良い家をより安く提供する」。
③ 全社員の能力を最大限に発揮させ、健全経営を行なう。

【行動指針】

① 顧客第一主義に徹し、情熱をもって行動する。
② 法令、社内規程を遵守し、公明正大に行動する。
③ 安全で働きやすい職場環境をつくりあげる。
④ 自己の研鑽と後進の育成に努め、仕事のプロフェッショナルを目指す。
⑤ 環境の保全・調和に努め、豊かな街づくり、社会づくりに努める。

2. 取締役及び従業員の職務執行が法令並びに定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業が永続的に存続及び発展するためには、コンプライアンスの徹底が必要不可欠であると認識しております。この認識のもと、役員及び従業員が法令を遵守して、社会の構成員として求められる倫理観に基づいて行動し、社会から信頼される経営体制の確立に努めております。

コンプライアンスについては、当社のコンプライアンス規程に基づき、経営企画室に相談・通報体制を設けており、指導については役員、従業員に研修を通じて行います。別途、社長を委員長、各部門の課長を委員として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、役員、従業員等が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として捉え、業務運営にあたるよう研修を行います。

また当社は、社長直轄の内部監査を定期に実施しており、各部門の業務実態を把握し、業務が法令・定款及び社内規程に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているか、会社の組織・諸規程が適正・妥当であるかを調査・検証することにより、会社財産の保全並びに経営効率の向上に努め、監査結果を社長に報告しております。

また、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対して毅然とした態度で対応し、反社会的勢力・団体との取引関係の排除、その他一切の関係を持たない体制を整備いたします。

また、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づいた財務報告に係る内部統制を整備および運用し、それを評価ならびに是正する体制を構築します。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会等の重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等は、法令及び文書管理規程等に基づき、定められた期間保存しております。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、様々な損失の危険に対して、損失の危険を最小限に抑えるべく組織的な対応を行っております。現状は定期の会議において、リスク管理に関する意見交換を行い、事前に適切な対応策を準備することに努めております。

リスク管理全体を統括する組織として、コンプライアンス・リスク管理委員会を設け、有事においては、社長を本部長として「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたることとしております。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月開催、取締役会には、監査役も出席して重要事項の決定及び取締役の業務執行状況を監督しております。

取締役会の機能の効率化を向上させるため、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、中長期の経営計画の立案、事業環境の変化への対応等、担当役員が計画・施策等を立案し、取締役会開催日までに常勤の取締役間において、協議して議案の精度を高めております。

6. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社企業グループ（当社・子会社）においては、経営企画室及び当社監査役が定期に監査を実施し、業務の適正を確保する体制を整備しております。なお、子会社については、「関係会社管理規程」に基づき、自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議等により適切な経営管理を行っております。

7. 監査役の職務を補助する従業員について

現在、監査役の職務を補助すべき従業員はおりませんが、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査スタッフを置くこととし、その人選については、取締役と監査役が意見交換をすることとしております。

8. 監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、会社に著しい損害をおよぼすおそれの事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告することとしております。

また、常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行を把握するため、コンプライアンス・リスク管理委員会等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または担当部門長にその説明を求めることとしております。

なお、監査役は、当社の会計監査人である新日本監査法人から、会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っております。

以上